

下関市営渡船（六連島航路、蓋井島航路）運賃の割引について

主な運賃の割引は、次のとおりです。詳細はお問い合わせください。

第1種身体障がい者及び第1種身体障がい者の介護者の旅客運賃…5割引き

第1種知的障がい者及び第1種知的障がい者の介護者の旅客運賃…5割引き

第1級精神障がい者及び第1級精神障がい者の介護者の旅客運賃…5割引き

1. 身体障がい者の方への運賃の割引

(1) 身体障がい者手帳を提示し、運賃割引申込書の提出が必要です。

(2) 同伴する介護者1名にも適用します。

2. 知的障がい者の方への運賃の割引

(1) 療育手帳を提示し、運賃割引申込書の提出が必要です。

(2) 同伴する介護者1名にも適用します。

3. 精神障がい者の方への運賃の割引

(1)精神障がい者保健福祉手帳を提示し、運賃割引申込書の提出が必要です。

(2)同伴する介護者1名にも適用します。

※第2種身体障がい者、第2種知的障がい者、第2級及び第3級精神障がい者の方は片道101キロメートル以上を旅行される場合は運賃割引が適用されます。

お問い合わせ先 下関市渡船事務所 TEL083-(261)-1010